

奈良市公報

第135号

令和7年1月6日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
12	1	619	財政状況の公表	財政課
12	1	620	公営企業の業務状況の公表	財政課
12	2	621	令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12	2	622	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12	2	623	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
12	2	624	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
12	4	625	放置自転車等の保管	環境政策課
12	4	626	道路の位置指定	建築指導課
12	9	627	奈良市公報号外第13号に掲載	会計課
12	9	628	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12	9	629	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	9	630	児童福祉法に規定する指定障害児入所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	9	631	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	9	632	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	9	633	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
12	9	634	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
12	10	635	住居番号の設定	市民課
12	11	636	放置自転車等の保管	環境政策課
12	11	637	放置自転車等の処分	環境政策課
12	12	638	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課

12	12	639	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	12	640	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	12	641	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	13	642	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
12	13	643	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
12	13	644	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
12	13	645	指定管理者の公募	文化振興課
監 査				
月	日	番号	件 名	
12	6	14	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
12	2	63	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12	11	64	奈良市公報号外第13号に掲載	企業出納課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
12	2	29	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	
12	2	30	奈良市公報号外第13号に掲載	

告

示

奈良市告示第 619 号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和 61 年奈良市条例第 2 号）の規定により、令和 6 年 9 月 30 日現在の本市の財政状況及び令和 5 年度の決算の状況を次のとおり公表する。

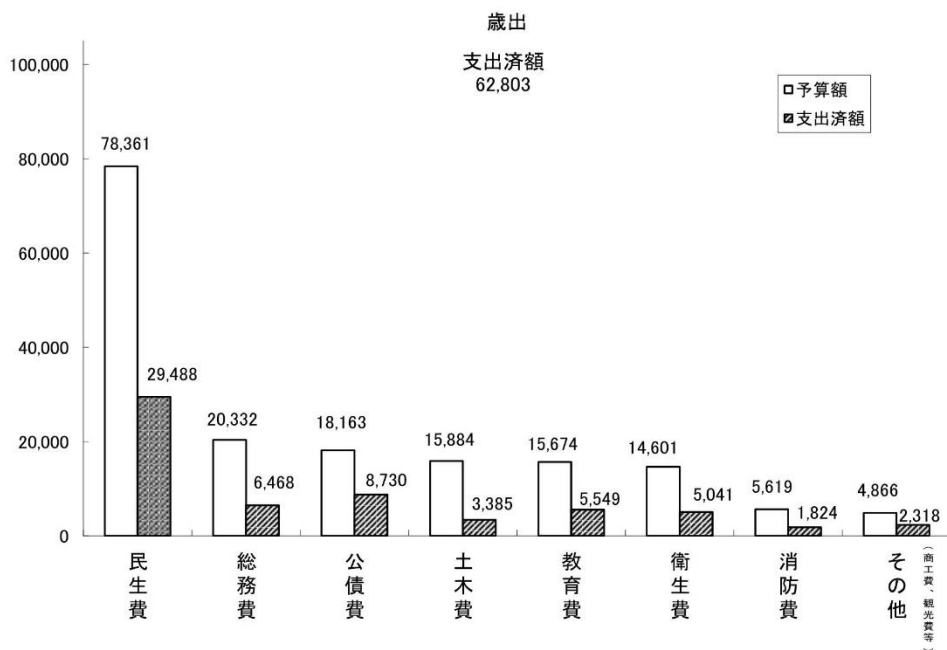
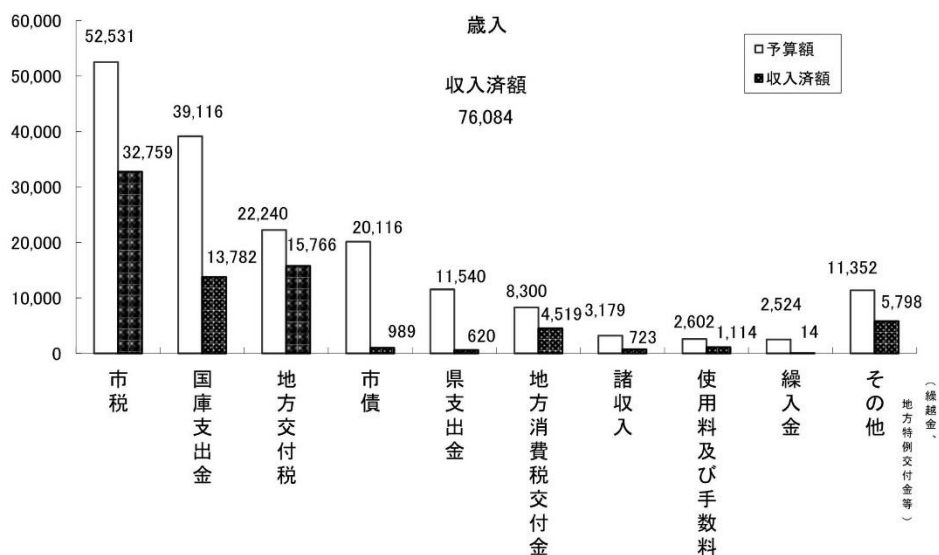
令和 6 年 12 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 令和6年度 一般会計予算執行の状況

予算額 173,500 百万円

[令和6年9月30日現在]
(単位:百万円)



2. 令和6年度 特別会計予算執行の状況

[令和6年9月30日現在]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	8	14	7
国民健康保険特別会計	35,874	14,804	13,649
土地区画整理事業特別会計	1,646	108	657
介護保険特別会計	36,919	15,117	15,287
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	107	70	41
後期高齢者医療特別会計	8,815	2,822	2,580

3. 令和6年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和6年9月30日現在]

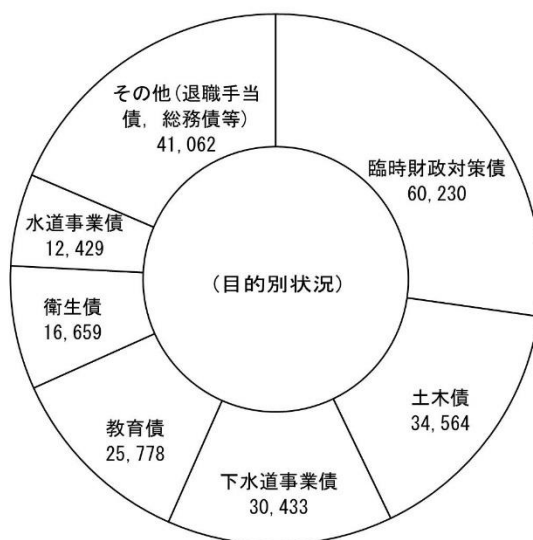
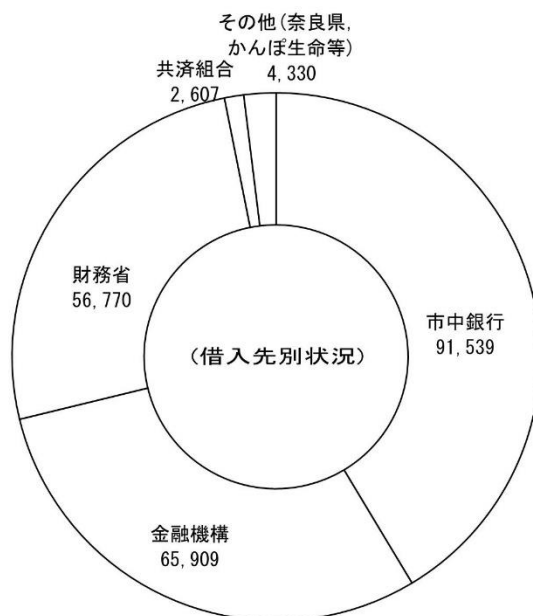
(単位:百万円)

項目 会計		収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	1,349	1,397	183	183
	実績額	512	483	90	90
水道事業会計	予算額	9,161	8,974	1,711	5,267
	実績額	4,658	3,466	128	997
下水道事業会計	予算額	8,612	8,362	2,007	4,548
	実績額	4,297	3,795	58	1,825

4. 市債の現在高

[令和6年9月30日現在]
(単位：百万円)

221,155 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和6年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和6年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和6年9月30日現在]

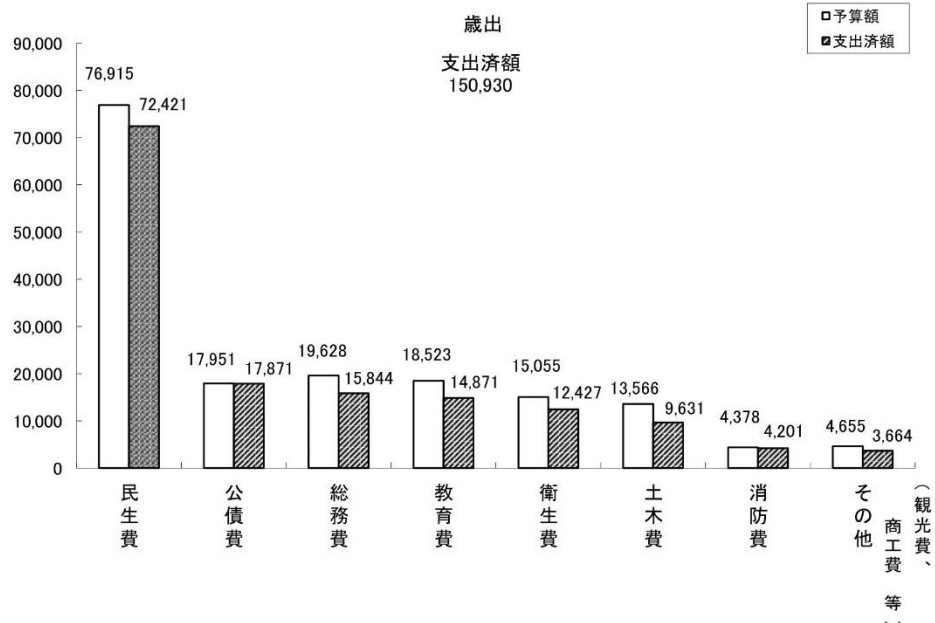
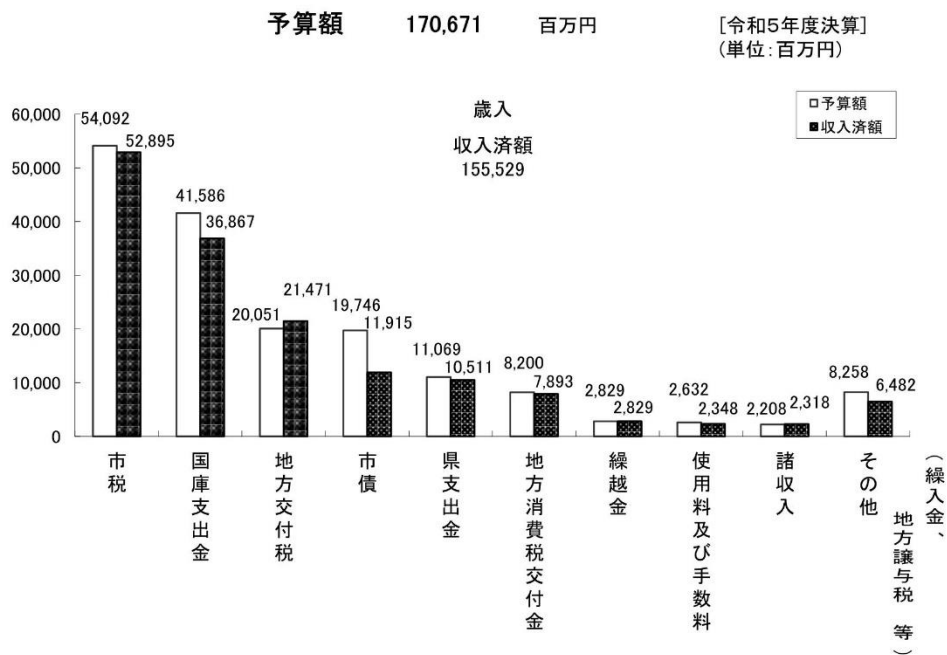
土地	7,263 千m ²
建物	1,108 千m ²
有価証券、出資による権利及び債権	1,343 百万円
基金	18,714 百万円

8. 人口等

[令和6年9月30日現在]

人口	347,737 人
世帯数	168,786 世帯
面積	277 Km ²

1. 令和5年度 一般会計決算の状況



2. 令和5年度 特別会計決算の状況

[令和5年度決算]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 特 別 会 計	7	20	7
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	37,386	35,899	35,819
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	1,442	1,200	1,093
介 護 保 険 特 別 会 計	36,117	35,896	35,575
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	72	99	48
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	8,110	7,763	7,738

3. 令和5年度 公営企業会計決算の状況

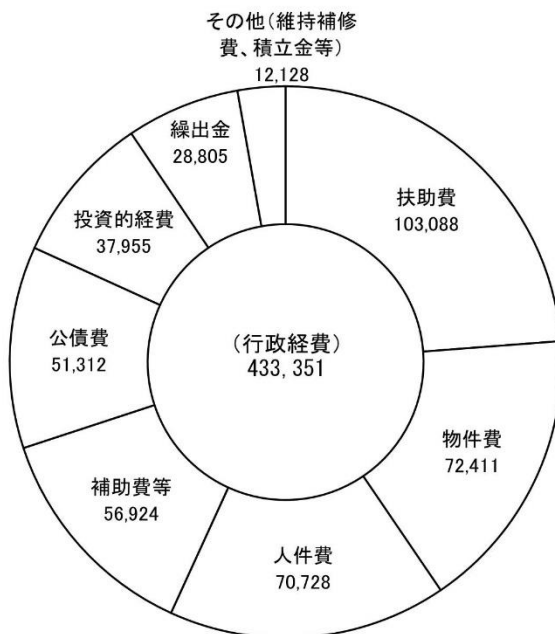
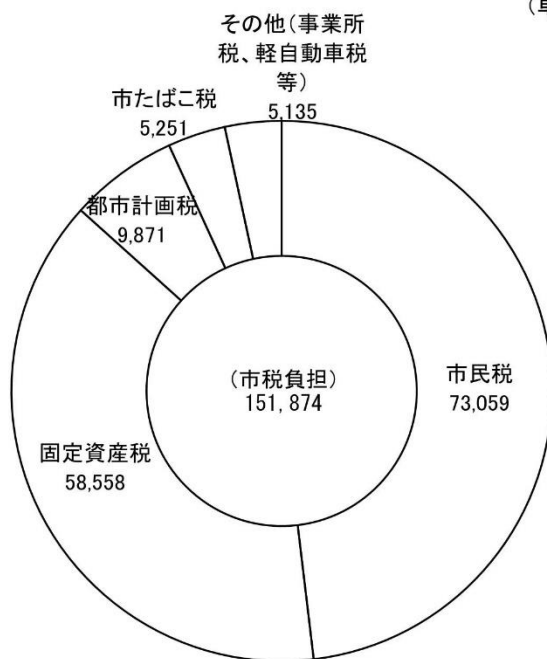
[令和5年度決算]

(単位:百万円)

項目 会計		収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	2,103	2,162	184	184
	実績額	1,047	1,104	183	183
水道事業会計	予算額	9,364	9,253	2,295	5,258
	実績額	9,474	8,480	1,154	3,515
下水道事業会計	予算額	8,731	8,542	2,319	4,467
	実績額	8,687	8,077	1,814	3,934

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[令和5年度決算]
(単位：円)



(令和 6 年 12 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 620 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和6年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(令和6年4月1日～令和6年9月30日)

1. 事業の概況

令和6年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から19年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師を増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数50,586人、外来延べ患者数94,848人、合計145,434人となりました。

収益的収支の状況であります、収入総額は493,849,543円となっております。一方、支出総額は483,019,962円となっております。

次に、資本的収支の状況であります、収入総額は90,133,320円となっております。一方、支出総額は89,794,096円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、令和6年4月に第12期として32名の学生が入学し、令和6年9月末における学生数は第1学年31名、第2学年37名、第3学年37名の合計105名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

令和6年度奈良市病院事業会計の決算の認定について（報告第46号）
(令和6年9月26日認定)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 5人
-------	-----------

(令和6年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	472	434	382	426	446	389	2,549	13.9	5.0%
消化器内科	766	814	811	863	940	906	5,100	27.9	10.1%
循環器内科	697	737	733	591	468	495	3,721	20.3	7.4%
脳神経内科	368	435	300	325	376	264	2,068	11.3	4.1%
血液・腫瘍内科	445	450	336	398	394	312	2,335	12.8	4.5%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病・内分泌内科							0	0.0	0.0%
腎臓内科	127	196	109	181	91	106	810	4.4	1.6%
リウマチ・膠原病内科	5	22	2	2	0	3	34	0.2	0.1%
(感染制御内科)	71	33	0	87	90	33	314	1.7	0.6%
呼吸器外科	46	49	47	85	42	67	336	1.8	0.7%
外科・消化器外科	855	696	769	930	829	859	4,938	27.0	9.8%
脳神経外科	721	940	466	505	497	648	3,777	20.6	7.5%
乳腺外科	255	245	277	244	241	254	1,516	8.3	3.0%
整形外科	1,376	1,211	1,144	1,109	1,227	1,297	7,364	40.2	14.6%
形成外科	182	255	223	116	101	122	999	5.5	2.0%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	286	280	358	282	308	278	1,792	9.8	3.5%
皮膚科	168	113	167	104	157	99	808	4.4	1.6%
泌尿器科	196	236	226	326	283	331	1,598	8.7	3.2%
産婦人科	352	269	315	254	293	344	1,827	10.0	3.6%
眼科	25	6	13	22	34	18	118	0.7	0.2%
耳鼻いんこう科	188	141	136	159	189	145	958	5.2	1.9%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	14	8	7	15	16	9	69	0.4	0.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,074	1,112	1,126	1,369	1,441	1,433	7,555	41.3	14.9%
合計	8,689	8,682	7,947	8,393	8,463	8,412	50,586	276.4	100.0%

※()は院内標榜科

(2)外来患者数

稼働日数	4月 25	5月 24	6月 20	7月 22	8月 21	9月 19	合計 131	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	617	621	591	574	585	574	3,562	27.2	3.8%
消化器内科	1,723	1,662	1,640	1,798	1,623	1,708	10,154	77.5	10.7%
循環器内科	1,105	1,013	1,036	1,112	992	1,035	6,293	48.1	6.6%
脳神経内科	762	814	758	861	787	789	4,771	36.4	5.0%
血液・腫瘍内科	280	297	259	306	283	279	1,704	13.0	1.8%
心療内科	5	3	3	3	2	2	18	0.1	0.0%
糖尿病・内分泌内科	414	446	390	477	426	432	2,585	19.7	2.7%
腎臓内科	415	375	385	423	384	340	2,322	17.7	2.4%
リウマチ・膠原病内科	341	300	302	367	289	318	1,917	14.6	2.0%
(感染制御内科)	43	37	39	44	37	39	239	1.8	0.3%
呼吸器外科	67	52	59	64	59	65	366	2.8	0.4%
外科・消化器外科	658	649	647	653	569	601	3,777	28.9	4.0%
脳神経外科	354	382	320	367	366	298	2,087	15.9	2.2%
乳腺外科	864	979	936	925	932	982	5,618	42.9	5.9%
整形外科	1,752	1,840	1,710	1,780	1,733	1,618	10,433	79.6	11.0%
形成外科	562	599	622	653	611	608	3,655	27.9	3.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	625	595	597	671	683	577	3,748	28.6	4.0%
皮膚科	957	1,002	957	1,067	909	959	5,851	44.7	6.2%
泌尿器科	604	611	590	658	658	653	3,774	28.8	4.0%
産婦人科	1,058	1,007	969	1,035	1,014	1,108	6,191	47.3	6.5%
眼科	853	798	864	880	805	670	4,870	37.2	5.1%
耳鼻いんこう科	684	751	683	675	632	638	4,063	31.0	4.3%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	416	370	290	282	314	270	1,942	14.8	2.0%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	6	4	3	5	4	5	27	0.2	0.0%
歯科	20	41	42	42	53	53	251	1.9	0.3%
(総合診療科)	715	801	709	846	835	724	4,630	35.4	4.9%
合計	15,900	16,049	15,401	16,568	15,585	15,345	94,848	724.0	100.0%

※()は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科 目	令和6年度上半期 (円)	令和5年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	493,849,543	571,082,545	-77,233,002	86.5
1 医業収益	58,625,000	58,625,000	0	100.0
2 医業外収益	349,322,343	416,327,745	-67,005,402	83.9
3 看護師養成事業収益	85,902,200	96,129,800	-10,227,600	89.4
4 特別利益	0	0	0	-

支出

科 目	令和6年度上半期 (円)	令和5年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	483,019,962	557,803,023	-74,783,061	86.6
1 医業費用	401,142,759	471,637,459	-70,494,700	85.1
2 医業外費用	4,729,371	2,018,302	2,711,069	234.3
3 看護師養成事業費用	76,797,732	83,890,462	-7,092,730	91.5
4 特別損失	350,100	256,800	93,300	136.3
5 予備費	0	0	0	-

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	1,348,516,000	493,849,543	493,849,543	854,666,457
1 医業収益	58,625,000	58,625,000	58,625,000	0
2 医業外収益	1,147,798,000	349,322,343	349,322,343	798,475,657
3 看護師養成事業収益	134,616,000	85,902,200	85,902,200	48,713,800
4 特別利益	7,477,000	0	0	7,477,000

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	1,397,235,000	483,019,962	483,019,962	914,215,038
1 医業費用	1,246,456,000	401,142,759	401,142,759	845,313,241
2 医業外費用	13,617,000	4,729,371	4,729,371	8,887,629
3 看護師養成事業費用	134,962,000	76,797,732	76,797,732	58,164,268
4 特別損失	700,000	350,100	350,100	349,900
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	183,080,000	90,133,320	90,133,320	92,946,680
1 補助金	1,665,000	833,000	833,000	832,000
2 負担金	181,415,000	89,300,320	89,300,320	92,114,680

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	183,080,000	89,794,096	89,794,096	93,285,904
1 建設改良費	1,665,000	493,776	493,776	1,171,224
2 企業債償還金	181,415,000	89,300,320	89,300,320	92,114,680

(2) 令和6年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業(円)
発行総額	4,555,600,000
償還高	
上半期償還高	89,300,320
償還高累計	1,211,564,083
未償還残高	3,344,035,917

令和6年度上半期奈良市水道事業説明書
(令和6年4月1日～令和6年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和6年度上半期	令和5年度上半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	346,633人	348,851人	△ 2,218人	△0.64%
給 水 戸 数	179,357戸	178,336戸	1,021戸	0.57%
給 水 量	21,190,317m ³	21,307,951m ³	△ 117,634m ³	△0.55%
1 日 最 大 給 水 量	122,046m ³	121,886m ³	160m ³	0.13%
1 日 平 均 給 水 量	115,165m ³	115,804m ³	△ 639m ³	△0.55%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	352ℓ	349ℓ	3ℓ	0.86%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	332ℓ	332ℓ	0ℓ	0.00%

(2) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画等に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

浄水関係の老朽化した施設の更新として、奈良市大野町及び月ヶ瀬尾山～月ヶ瀬石打地内減圧弁設置工事他1件を施行しました。

現在、中央監視制御システム更新工事(奈良市都祁馬場町地内他及び月ヶ瀬桃香野地内他)他7件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市敷島町二丁目～西大寺赤田町二丁目地内口径150～50耗配水支管布設工事他3件(617.8m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市西大寺本町～西大寺東町二丁目地内口径200～100耗配水支管改良工事他9件を施行中です。

ウ. 東部地域水道施設再整備事業

東部地域(旧簡易水道区域含む)における施設の老朽化、施設規模の妥当性等の懸念解消を目的とした東部地域水道施設再整備計画に基づき、奈良市月ヶ瀬桃香野地内桃香野浄水場薬品注入設備更新工事他3件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となる見込みです。また、業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心で安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,388,939,899円	→		←	営業収益	3,483,472,302円
営業外費用	69,714,000円	→		←		
特別損失	3,327,477円	→		←	営業外収益	812,689,845円
純利益	834,572,878円	→		←	特別利益	392,107円

(2) 貸借対照表

【資産の部 80,573,904,748円】			【負債の部 41,311,860,112円】
固定資産 70,143,496,388円	【資産】	【負債】	固定負債 13,255,465,631円
有形固定資産 53,065,049,944円			流動負債 1,705,491,517円
無形固定資産 17,075,271,444円			繰延収益 26,350,902,964円
投資 3,175,000円			【資本の部 39,262,044,636円】
流動資産 10,430,408,360円		【資本】	資本金 16,082,951,219円
			剰余金 23,179,093,417円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,161,000,000	4,658,396,475	4,658,396,475	4,502,603,525
1 営業収益	7,491,165,000	3,831,364,650	3,831,364,650	3,659,800,350
2 営業外収益	1,669,827,000	826,620,827	826,620,827	843,206,173
3 特別利益	8,000	410,998	410,998	△ 402,998

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,974,000,000	3,466,276,555	3,466,276,555	5,507,723,445
1 営業費用	8,538,153,000	3,392,902,338	3,392,902,338	5,145,250,662
2 営業外費用	419,449,000	69,714,000	69,714,000	349,735,000
3 特別損失	6,398,000	3,660,217	3,660,217	2,737,783
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ) 資本的收入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	1,710,771,000	127,630,900	127,630,900	1,583,140,100
1 企業債	1,073,200,000	0	0	1,073,200,000
2 固定資産売却代金	0	10,000	10,000	△ 10,000
3 補助金	61,224,000	0	0	61,224,000
4 負担金	303,708,000	3,752,100	3,752,100	299,955,900
5 分担金	272,639,000	123,868,800	123,868,800	148,770,200

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,267,459,600	996,547,395	996,547,395	4,270,912,205
1 建設改良費	4,175,200,600	468,750,508	468,750,508	3,706,450,092
2 固定資産取得費	34,954,000	6,309,494	6,309,494	28,644,506
3 企業債償還金	1,047,305,000	521,487,393	521,487,393	525,817,607
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和6年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		27,288,000,000
償還高	上半期償還高	521,487,393
	償還高累計	14,858,558,412
未償還残高		12,429,441,588

令和6年度上半期奈良市下水道事業説明書
(令和6年4月1日～令和6年9月30日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和6年度上半期	令和5年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	17,850,721m ³	17,671,358m ³	179,363m ³	1.01%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、実施設計業務委託1件を施行しました。

また、公共下水道築造工事2件を施行中です。

イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道ストックマネジメント計画支援制度による国庫補助金を活用して、公共下水道改築工事1件(828m)及び詳細設計業務委託1件を施行しました。

また、公共下水道改築工事2件(288m)、公共下水道移設工事1件(203m)、柏木真空ステーションNo.1-1真空圧送ポンプ更新工事1件及び詳細設計業務委託等4件を施行しました。

さらに、人孔鉄蓋布設替工事1件、公共下水道改築工事7件、公共下水道移設工事3件、三条本町雨水吐ゲート遠隔化改造工事及び実施設計業務委託(1件)を施行中です。

ウ.ポンプ場建設改良事業

老朽化した汚水中継ポンプ場の事故や機能停止を未然に防ぐため、朱雀汚水中継ポンプ場No.2主ポンプ更新工事及び朱雀汚水中継ポンプ場流入ゲート遠隔化改造工事を施行中です。

エ.処理場建設改良事業

下水道処理施設における従事者の労働安全衛生を改善するため、月ヶ瀬浄化センタートイレ新設工事を施行しました。

また、老朽化した下水道処理施設の事故や機能停止を未然に防ぐため、平城浄化センターNo.3脱水機構成部品・計測器等取替工事、平城浄化センター自動粗目除塵機(スクリーン)及び自動細目除塵機(スクリーン)更新工事、平城浄化センター破砕機更新工事、東部第2地区浄化センター汚泥掻寄機減速機内部構成部品取替工事及び平城浄化センターNo.1主ポンプ内部構成部品取替工事を施行中です。

2. 財政の状況

奈良市下水道事業は、有収水量の増加が見込まれ、黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用 3,562,454,419円	→		←	営業収益 2,662,771,060円
営業外費用 84,077,604円	→		←	営業外収益 1,387,103,992円
特別損失 3,832,195円	→		←	特別利益 29,838円
純利益 399,540,672円				

(2) 貸借対照表

【資産の部 89,859,230,372円】		【負債の部 88,011,556,930円】
固定資産 87,830,086,879円	【資産】	← 固定負債 28,939,681,656円
有形固定資産 83,652,601,161円		← 流動負債 2,358,782,797円
無形固定資産 4,177,485,718円		← 繰延収益 56,713,092,477円
流動資産 2,029,143,493円	【負債】	← 【資本の部 1,847,673,442円】
	↑	資本金 365,118,255円
	【資本】	剰余金 1,482,555,187円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,612,000,000	4,296,977,307	4,296,977,307	4,315,022,693
1 営業収益	5,718,329,000	2,909,840,495	2,909,840,495	2,808,488,505
2 営業外収益	2,893,646,000	1,387,103,992	1,387,103,992	1,506,542,008
3 特別利益	25,000	32,820	32,820	△ 7,820

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,362,000,000	3,794,997,790	3,794,997,790	4,567,002,210
1 営業費用	7,936,874,000	3,706,704,778	3,706,704,778	4,230,169,222
2 営業外費用	414,748,000	84,077,604	84,077,604	330,670,396
3 特別損失	5,378,000	4,215,408	4,215,408	1,162,592
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ) 資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	2,007,217,000	58,177,500	58,177,500	1,949,039,500
1 企業債	1,732,700,000	0	0	1,732,700,000
2 他会計補助金	99,710,000	49,855,000	49,855,000	49,855,000
3 国庫補助金及び交付金	161,217,000	0	0	161,217,000
4 県補助金	1,100,000	0	0	1,100,000
5 負担金等	12,490,000	8,322,500	8,322,500	4,167,500

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	4,548,278,000	1,825,354,623	1,825,354,623	2,722,923,377
1 建設改良費	1,380,612,000	243,135,871	243,135,871	1,137,476,129
2 固定資産取得費	1,000,000	0	0	1,000,000
3 企業債償還金	3,166,666,000	1,582,218,752	1,582,218,752	1,584,447,248

(2) 令和6年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		下水道事業(円)
発行総額		71,752,100,000
償還高	上半期償還高	1,582,218,752
	償還高累計	41,319,409,643
未償還残高		30,432,690,357

(令和 6 年 12 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 621 号

令和 6 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 6 年 12 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙省略

(令和 6 年 12 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 622 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
サンライフ学園前ケアプランセンター	奈良県奈良市学園大和町五丁目 724-4	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和 6 年 7 月 1 日
医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目 53 番地の 1		
居宅介護支援ならまち	奈良県奈良市六条一丁目 1 番 12 号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和 6 年 7 月 1 日
有限会社ホームヘルパーナースステーション	奈良県奈良市六条一丁目 1 番 12 号		
居宅介護支援事業所りーべ	奈良県奈良市北之庄町 736 番地の 1 奈良事務機ビル本館 1F	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 6 年 7 月 1 日
有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206 番地の 25		
元気サポート和ごころ	奈良県奈良市南永井町 405 番地	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和 6 年 7 月 1 日
合同会社日々気	京都府相楽郡精華町下狛浄楽 3-4		
訪問介護ももか	奈良県奈良市南紀寺町二丁目 167 番 5 号	訪問介護	令和 6 年 8 月 1 日
合同会社すずらん	奈良県奈良市南紀寺町二丁目 167 番 5 号		
ひなたデイサービス	奈良県奈良市恋の窪三丁目 8 番 2-1 号-D 号室	地域密着型通所介護	令和 6 年 8 月 1 日
株式会社秀詠	奈良県奈良市恋の窪三丁目 8 番 1-2 号		
ケアプランセンター白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目 18 番地の 20	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和 6 年 8 月 1 日
株式会社白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目 18 番地の 20		

訪問看護ステーション あゆみ	奈良県奈良市平松一丁目 31 番 24 号	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和6年 8月1日
合同会社あゆみ	奈良県奈良市平松一丁目 31 番 24 号		
訪問介護ステーション 桔梗	奈良県奈良市南肘塚町 45-3	訪問介護	令和6年 8月1日
株式会社蓄	奈良県大和郡山市南郡山町 645 番地 12		
機能訓練専門デイサービスきたえるーむ奈良 西ノ京	奈良県奈良市西ノ京町 146-1	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和6年 8月1日
アイニコグループ株式会社	奈良県奈良市朱雀三丁目 1-7		
ケアプランオフィス g_line	奈良県奈良市大宮町四丁目 275 番地の1 森村第3ビル 408 号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和6年 8月1日
合同会社 Gravity-Line	奈良県奈良市大宮町四丁目 275 番地の1 森村第3ビル 401 号		
訪問介護 RANOK 奈良三 条	奈良県奈良市三条町 606 番 99 号 ミュキシティマンション 2 303 号室	訪問介護	令和6年 9月1日
株式会社 RANOK	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 1 番 18 号		
訪問介護ステーション まとまり	奈良県奈良市佐保台西町 72 メイ プルスクエア平城山 101 号	訪問介護	令和6年 9月1日
株式会社 Matomari	奈良県奈良市佐保台西町 72 メイ プルスクエア平城山 101 号		
訪問看護ステーション 福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目 5 番 3 号 105 号	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和6年 9月1日
株式会社絆	奈良県奈良市芝辻町二丁目 5 番 3 号 105 号		
ロイヤルハート支援セ ンター	奈良県奈良市四条大路一丁目 24 番 9 号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和6年 9月1日
有限会社三九サービス	奈良県奈良市大安寺町 548 番地の5		
居宅介護支援事業所リ ーベ	奈良県奈良市北之庄町 736 番地の1 奈良事務機ビル本館 1F	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和6年 9月1日
有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206 番地の25		

(令和6年12月2日揭示済)

奈良市告示第 623 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年12月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

安田 一眞	京都市南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都 sta603	あんま	令和6年 10月15日
フレミル訪問マッサージ			

(令和6年12月2日揭示済)

奈良市告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和6年12月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年11月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960190342	(介護予防)訪問看護	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならハイツ恋の窪訪問看護ステーション	奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号

(令和6年12月2日揭示済)

奈良市告示第625号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年12月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年11月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和6年12月4日揭示済)

奈良市告示第626号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年12月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	天理市川原城町839番地1
申請者氏名	株式会社恒心不動産 代表取締役 牧藺 文彦
道路の位置	奈良市東九条町610番1及び610番3の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	25.29m
指定年月日	令和6年12月4日
指定番号	第R0607号

(令和6年12月4日掲示済)

奈良市告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104419	株式会社 スタッフ シュウエ イ	476-0002	愛知県東 海市名和 町後西19 番地	アクア奈 良訪問介 護	630-8106	奈良県奈 良市佐保 台西町67 番	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 9月30日
2910104427	合同会社 knot	630-8014	奈良県奈 良市四条 大路一丁 目2-32	musubi	630-8014	奈良県奈 良市四条 大路一丁 目2-32 2 階	就労継続 支援B型	令和12年 9月30日
2910104435	合同会社 なごみ	557-0053	大阪府大 阪市西成 区千本北 一丁目13 番3号エ ルメゾン 5th 101 号室	なごみ訪 問介護サ ービス	631-0011	奈良県奈 良市押熊 町1323番 2号サニー コート D201号室	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和12年 9月30日
2910104443	株式会社 いっと	631-0051	奈良県奈 良市富雄 泉ヶ丘5 番12号	訪問介護 事業所い っと	631-0051	奈良県奈 良市富雄 泉ヶ丘5 番12号	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 9月30日
2910104450	株式会社 OASIS	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町一丁 目89-4	訪問介護 補助	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町一丁 目89-4	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 9月30日

2920100746	特定非営 利活動法 人光進会	619-0218	京都府木 津川市城 山台七丁 目 42 番 地 4	グループ ホームし おさい	631-0064	奈良県奈 良市帝塚 山南五丁 目 1-34	共同生活 援助	令和 12 年 9 月 30 日
2920100753	有限会社 ほのぼの	630-8144	奈良県奈 良市東九 条町 206 番地の 25	キンモク セイ	630-8144	奈良県奈 良市東九 条町 625 番地 17	共同生活 援助	令和 12 年 9 月 30 日

(令和 6 年 12 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 629 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 6 年 10 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100144	株式会社 ライフエ ール	632-0001	奈良県天 理市中之 庄町 392-1	株式会社 ライフエ ール奈良 店	631-0824	奈良県奈 良市西大 寺南町 17 番 13 号	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100151	医療法人 岡谷会	630-8325	奈良県奈 良市西木 辻町 200 番地	岡谷会ホ ームヘル プステー ション	630-8325	奈良県奈 良市西木 辻町 200 番地	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護、同 行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100185	社会医療 法人平和 会	631-0818	奈良県奈 良市西大 寺赤田町 一丁目 7 番 1 号	吉田病院 ホームヘル プステー ション	631-0818	奈良県奈 良市西大 寺赤田町 一丁目 7 番 1 号	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護、同 行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100219	社会福祉 法人こま どり会	630-8042	奈良県奈 良市西ノ 京町 155 番地の 1	ヘルパー センター こまどり	630-8042	奈良県奈 良市西ノ 京町 155 番地の 1	居宅介 護、行動 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100219	社会福祉 法人こま どり会	630-8042	奈良県奈 良市西ノ 京町 155 番地の 1	三蔵庵	630-8042	奈良県奈 良市西ノ 京町 155 番地の 1	生活介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100227	社会福祉 法人あゆ みの会	631-0811	奈良県奈 良市秋篠 町 1381-1	オープン スペース AYUMI	631-0811	奈良県奈 良市秋篠 町 1381-1	短期入所	令和 12 年 9 月 30 日

2910100235	社会福祉 法人奈良 市社会福 祉協議会	630-8454	奈良県奈 良市杏町 79 番地の 4	社会福祉 法人奈良 市社会福 祉協議会	631-0801	奈良県奈 良市藺生 町 1922 番 地の 8	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100250	社会福祉 法人わた ぼうしの 会	630-8044	奈良県奈 良市六条 西三丁目 25-4	たんぼぼ 生活支援 センター	630-8044	奈良県奈 良市六条 西三丁目 25-4	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100250	社会福祉 法人わた ぼうしの 会	630-8044	奈良県奈 良市六条 西三丁目 25-4	たんぼぼ の家	630-8044	奈良県奈 良市六条 西三丁目 25-4	短期入所	令和 12 年 9 月 30 日
2910100284	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町 50 番 地 1	あおはに の家	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町 50 番 地 1	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100284	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町 50 番 地 1	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町 50 番 地 1	短期入所	令和 12 年 9 月 30 日
2910100300	有限会社 オネステ ィ	630-8424	奈良県奈 良市古市 町 74-37	訪問介護 ステーシ ョンオネ スティ	630-8325	奈良県奈 良市西木 辻町 146-5 ハートフ ル 21 102	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100326	有限会社 安心ライ フ	631-0812	奈良県奈 良市秋篠 早月町 9 秋篠サン パレス 3- 102, 103	有限会社 安心ライ フ	631-0812	奈良県奈 良市秋篠 早月町 9 秋篠サン パレス 3- 102, 103	居宅介 護、重度 訪問介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100334	独立行政 法人国立 病院機構 奈良医療 センター	630-8053	奈良県奈 良市七条 二丁目 789 番地	独立行政 法人国立 病院機構 奈良医療 センター	630-8053	奈良県奈 良市七条 二丁目 789 番地	療養介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100342	有限会社 ヤマキ代 務サービ ス	630-8341	奈良県奈 良市南城 戸町 28 番 地	ライフサ ポート奈 良	630-8141	奈良県奈 良市南京 終町三丁 目 397-2	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100359	有限会社 ホームヘ ルパーナ	630-8043	奈良県奈 良市六条 一丁目 1	訪問介護 ステーシ ョンなら	630-8043	奈良県奈 良市六条 一丁目 1	居宅介	令和 12 年

	ースステーション		番 12 号	まち		番 12 号	護、同行 援護	9 月 30 日
2910100383	有限会社 つばさ	630-8104	奈良県奈良市奈良 阪町 2750-2	訪問介護 ステーションつば さ	630-8104	奈良県奈良市奈良 阪町 2750-2	居宅介 護、重度 訪問介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100409	株式会社 ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美 ヶ丘二丁目 2 番 15 号	ぼれぼれ 登美ヶ丘	631-0004	奈良県奈良市登美 ヶ丘二丁目 2 番 15 号	居宅介、 重度訪問 介護、同 行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100417	株式会社 ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美 ヶ丘二丁目 2 番 15 号	ぼれぼれ 秋篠	631-0814	奈良県奈良市秋篠 三和町一丁目 1 番 21 号	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100425	有限会社 友舞	631-0801	奈良県奈良市左京 四丁目 3 番地の 5	訪問介護 友舞	631-0801	奈良県奈良市左京 四丁目 3 番地の 5	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護、同 行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100441	株式会社 まごころ福祉	631-0013	奈良県奈良市中山 町西四丁目 535-526	まごころ 福祉 中 山町事業 所	631-0013	奈良県奈良市中山 町西四丁目 535-526	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100482	有限会社 アイ	631-0806	奈良県奈良市朱雀 5 丁目 16-15	アイ訪問 介護ステ ーション	631-0806	奈良県奈良市朱雀 5 丁目 16-15	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護、行 動援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100516	社会福祉 法人東大 寺福祉事 業団	630-8211	奈良県奈良市雑司 町 406-1	東大寺光 明園	630-8211	奈良県奈良市雑司 町 406-1	短期入所	令和 12 年 9 月 30 日
2910100540	特定非営 利活動法 人自立生 活センタ ー・サポ ート 24	630-8113	奈良県奈良市法蓮 町 1027-1 若草ハイ ツ 1 階	自立生活 センタ ー・サポ ート 24	630-8113	奈良県奈良市法蓮 町 1027-1 若草ハイ ツ 1 階	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護、行 動援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100557	日本ホス ピタルサ ポート株 式会社	630-8051	奈良県奈良市七条 町 100 番 地 4	ほっとハ ート	630-8051	奈良県奈良市七条 町 100 番 地 4	居宅介護	令和 12 年 9 月 30 日

2910100581	有限会社 テンダー・ハート	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目 5-9-102	有限会社 テンダー・ハート	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目 5-9-102	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100599	有限会社 天与	631-0061	奈良県奈良市三碓六丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	ヘルパー ステーションチーム	631-0061	奈良県奈良市三碓六丁目 10 番 26 号 エクセター帝塚山 203 号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100607	有限会社 あんしん	631-0012	奈良県奈良市中山町 1251 番地 1	有限会社 あんしん	631-0012	奈良県奈良市中山町 1251 番地 1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100623	奈良県	630-8213	奈良県奈良市登大路町 30 番地	奈良県立 藤の木学園	631-0043	奈良県奈良市菅野台 2 番 43 号	短期入所	令和 12 年 9 月 30 日
2910100631	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市北之庄町 658 番地 1	みつわ会 ケアセンター	630-8441	奈良県奈良市北之庄町 736-1 奈良事務機本社ビル A205 号室	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100748	有限会社 キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台八丁目 4-26	ハーモニーケアサービス	630-8424	奈良県奈良市古市町 2039 番地	居宅介護、行動援護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100813	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町 79 番地の 4	生活介護 やすらぎ広場	631-0801	奈良県奈良市左京五丁目 3-1	生活介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100912	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町 167 番地	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町 167 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 12 年 9 月 30 日
2910100946	社会福祉法人福寿会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町 1567 番地	ならやま園ホームヘルプステーション	631-0803	奈良県奈良市山陵町 1085 番地	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 12 年 9 月 30 日
			奈良県奈			奈良県奈		

2910101159	社会福祉 法人ふろ ぼの	630-8115	良市大宮 町三丁目 5-39 第3 やまと建 設ビル201 号	テクノパ ークふろ ぼの新大 宮	630-8115	良市大宮 町三丁目 5-41 ふ ろぼの福 祉ビル4 階	就労定着 支援	令和12年 9月30日
2910101381	社会福祉 法人ふろ ぼの	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町三丁目 5-39 第3 やまと建 設ビル201 号	テクノパ ークふろ ぼの高の 原	631-0805	奈良県奈 良市右京 1-2	就労定着 支援	令和12年 9月30日
2910101647	認定NP0 法人きら らの木	631-0061	奈良県奈 良市三碓 町2250番 11	スマイル ライフ きららの 木	631-0061	奈良県奈 良市三碓 町2250番 11	居宅介 護、行動 援護	令和12年 9月30日
2910101837	ケアテラ ス株式会 社	631-0072	奈良県奈 良市二名 三丁目 952-1	けいはん なヘルパ ーステー ション	631-0072	奈良県奈 良市二名 三丁目 952-1	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 9月30日
2910101845	社会福祉 法人ふろ ぼの	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町三丁目 5-39 第3 やまと建 設ビル201 号	SCファ ームふろ ぼの	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町三丁目 5-39 第3 やまと建 設ビル202 号	就労継続 支援B型	令和12年 9月30日
2910101852	特定非営 利活動法 人COM	630-8226	奈良県奈 良市小西 町12番地 の1	Machiya Works” こいんど う”	630-8226	奈良県奈 良市小西 町12番地 の1	生活介 護、就労 継続支援 B型	令和12年 9月30日
2910102397	特定非営 利活動法 人ならサ ポートワ ークラボ	631-0803	奈良県奈 良市山陵 町110-7	ワークラ ボ	631-0803	奈良県奈 良市山陵 町110-7	自立訓練 (生活訓 練)、就労 移行支 援、就労 定着支援	令和12年 9月30日
2910102884	株式会社 R&S	630-8102	奈良県奈 良市般若 寺町164-7 レインボ ーマンシ ョン般若 寺103号	ヘルパ ー・め組	630-8102	奈良県奈 良市般若 寺町164-7 レインボ ーマンシ ョン般若 寺103号	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 9月30日
	特定非営		奈良県奈 良市法華	居宅介護		奈良県奈 良市法華	居宅介	

2910102892	利活動法人ぱるぱる	630-8001	寺町153番地の4小春ビル	サービスてくてく	630-8001	寺町153番地の4小春ビル	護、同行 援護	令和12年 9月30日
2910102900	ポシブル 医科学株式会社	577-0033	大阪府東 大阪市御 厨東二丁 目1番6 号	ポシブル 高の原	631-0011	奈良県奈 良市押熊 町1278-1	生活介護	令和12年 9月30日
2910102918	ポシブル 医科学株式会社	577-0033	大阪府東 大阪市御 厨東二丁 目1番6 号	ポシブル 高の原 next	631-0011	奈良県奈 良市押熊 町1278-1	生活介護	令和12年 9月30日
2920100035	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良県奈 良市奈良 阪町2532- 3	スマイル	630-8104	奈良県奈 良市奈良 阪町245-1	共同生活 援助	令和12年 9月30日
2920100043	社会福祉 法人こま どり会	630-8042	奈良県奈 良市西ノ 京町155 番地の1	もみの 木・くる み	630-8053	奈良県奈 良市七条 一丁目13- 34	共同生活 援助	令和12年 9月30日
2920100076	社会福祉 法人こぶ しの会	630-8424	奈良県奈 良市古市 町529-4	ケアホー ム春日苑	630-8424	奈良県奈 良市古市 町93-1	共同生活 援助	令和12年 9月30日
2920100092	植村牧場 株式会社	630-8102	奈良県奈 良市般若 寺町168	グループ ホームま きば	630-8102	奈良県奈 良市般若 寺町168	共同生活 援助	令和12年 9月30日
2920100100	特定非営 利活動法 人マーブ ル	631-0803	奈良県奈 良市山陵 町1118-2	麦畑	631-0818	奈良県奈 良市西大 寺赤田町 二丁目4-4	共同生活 援助	令和12年 9月30日

(令和6年12月9日揭示済)

奈良市告示第630号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所支援事業者を指定（更新）したので、同法第24条の18第1項の規定に基づき告示する。

令和6年12月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950151015	社会福祉 法人バル ツァ事業 会	630-8425	奈良県奈 良市鹿野 園町1000 番1	バルツ ァ・ゴー デル	630-8425	奈良県奈 良市鹿野 園町1000 番1	医療型障 害児入所 施設	令和12年 9月30日

(令和6年12月9日揭示済)

奈良市告示第 631 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 10 月 11 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102991	合同会社 BARNEY, S	630-8115	奈良県奈良 市大宮町 6- 3-29 2-D1	訪問介護セ ンターみど り	630-8115	奈良県奈良 市大宮町 6- 3-29 602 号室	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護

(令和 6 年 12 月 9 日掲示済)

奈良市告示第 632 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 8 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102033	株式会社 KIZUNA	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 185 シャン ポール山添 105	ケアステー ションこど の	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 185 シャン ポール山添 105	行動援護

(令和 6 年 12 月 9 日掲示済)

奈良市告示第 633 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 12 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190221	地域密着型 通所介護	株式会社アイリス	奈良県奈良市法蓮 町 632-2	リハビリデイサー ビスアイリス大宮	奈良県奈良市大宮 町二丁目 4-43

(令和 6 年 12 月 9 日掲示済)

奈良市告示第 634 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190845	訪問介護	株式会社ヨシケイ ライブラリー	奈良県磯城郡田原 本町大字味間10番 1	IKI-IKI ケアステ ーション	奈良県奈良市七条 東町4-21 ヨシケイ 奈良営業所2階

(令和6年12月9日揭示済)

奈良市告示第635号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
三条桧町9番4号	あやめ池南四丁目10番18号	西大寺国見町二丁目14番29号
東登美ヶ丘六丁目9番19号	西大寺本町8番5-室番号	
西登美ヶ丘八丁目2番7号	七条西町一丁目3番1号	
秋篠早月町5番25-2号	三松三丁目11番12号	
三松二丁目6番8-1号	六条一丁目29番10号	
三碓三丁目8番16号	学園緑ヶ丘一丁目4番17号	
百楽園二丁目7番4号	登美ヶ丘五丁目7番9号	
あやめ池北一丁目10番5号	疋田町三丁目5番13号	
大安寺七丁目29番1号	富雄北二丁目9番41号	
尼辻中町4番7号	六条西五丁目12番7号	
富雄北一丁目11番15号	六条一丁目10番26号	
あやめ池南八丁目2番27号	七条西町一丁目28番8号	
学園緑ヶ丘二丁目15番18号	西登美ヶ丘六丁目10番4号	
大安寺四丁目9番27号	あやめ池北三丁目5番5号	
三条桧町29番7-室番号	西大寺国見町二丁目17番11号	
富雄元町一丁目3番18号	学園緑ヶ丘二丁目16番18-1号	
三条添川町5番47号	学園緑ヶ丘二丁目16番18-2号	
西大寺東町二丁目1番51号	学園緑ヶ丘三丁目19番4号	
西大寺芝町二丁目11番5-17号	学園緑ヶ丘三丁目19番3号	

(令和6年12月10日揭示済)

奈良市告示第636号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年12月5日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和6年12月11日揭示済）

奈良市告示第637号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和6年12月11日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和6年12月11日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年3月6日、同月11日、同月18日及び同月28日

（令和6年12月11日揭示済）

奈良市告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102892	特定非営 利活動法 人ぱるぱ る	630-8001	奈良県奈 良市法華 寺町153 番地の4 小春ビル	居宅介護 サービス てくてく	630-8001	奈良県奈 良市法華 寺町153 番地の4 小春ビル	重度訪問 介護、行 動援護	令和12年 10月31日

（令和6年12月12日揭示済）

奈良市告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101878	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	フューチャープレゼンツ	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	就労継続支援A型、就労継続支援B型	令和12年10月31日
2910102892	特定非営利活動法人ぱるぱる	630-8001	奈良県奈良市法華寺町153番地の4小春ビル	障害者福祉サービスみりみり生活介護事業所おるおる	630-8001	奈良県奈良市法華寺町153番地の4小春ビル	就労継続支援B型、生活介護	令和12年10月31日

(令和6年12月12日揭示済)

奈良市告示第640号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和6年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161055	株式会社ぐりーん	632-0076	奈良県天理市岩室町57番地4	ぐりーん菅原支店	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目2番10号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年10月31日
2950170155	株式会社すみれサポート	631-0846	奈良県奈良市平松一丁目32-25-1	株式会社すみれサポートみつばち	631-0846	奈良県奈良市平松一丁目32-17-21階	放課後等デイサービス	令和12年10月31日
2950171641	株式会社てまり	630-8325	奈良県奈良市西木辻町121-2朝日プラザ奈良プレシオ201	運動学習支援教室てまり	630-8325	奈良県奈良市西木辻町121-2朝日プラザ奈良プレシオ201	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年10月31日

(令和6年12月12日揭示済)

奈良市告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和6年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100425	有限会社 友舞	631-0801	奈良県奈良市 左京四丁目3 番地の5	訪問介護 友舞	631-0801	奈良県奈良市 左京四丁目3 番地の5	行動援護

2 廃止年月日 令和6年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103015	合同会社 青空	630-8144	奈良県奈良市 東九条町 721-19	居宅支援 ステーシ ョンネモ フィラの 花	630-8144	奈良県奈良市 東九条町 721-19	居宅介護 行動援護

(令和6年12月12日掲示済)

奈良市告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
いい薬局 奈良右京店	奈良県奈良市右京三丁目23番7号	令和6年 10月31日
麒麟堂薬局 東押熊店	奈良県奈良市押熊町東押熊851番地	令和6年 9月30日

(令和6年12月13日掲示済)

奈良市告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いい薬局 奈良右京店	奈良県奈良市右京三丁目23番7号	令和6年 11月1日
スギ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1519番地1	令和6年 12月1日
訪問看護ステーションLily	奈良県奈良市佐保台西町47番地3	令和6年 11月1日

(令和6年12月13日掲示済)

奈良市告示第 644 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により下狹川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市下狹川町 2156 番地	奈良市法華寺町 214 番地の 1 セレナハイム新大宮 603 号
代表者の氏名 及 び 住 所	浦野 哲朗 奈良市下狹川町 2156 番地	大西 秀実 奈良市法華寺町 214 番地の 1 セレナハイム新大宮 603 号

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

(令和 6 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 645 号

奈良市音声館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 12 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市鳴川町 32 番地の 1

駐車場：奈良市南城戸町 35 番地の 1

奈良市音声館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市音声館の事業の実施に関すること。

① 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関すること。

② 生活文化の振興に関すること。

③ 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流の創出に関すること。

④ その他奈良市音声館の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市市民部文化振興課

(2) 申請期間

令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 1 月 14 日午前 12 時まで

(3) 提出書類

奈良市音声館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

① 奈良市音声館指定管理者事業計画書

② 奈良市音声館指定管理者収支予算書

③ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の 3 箇月以内に交付された

もの]

④団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）

⑤団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

⑥団体の役員名簿その他これに類する書類

⑦団体が令和 5 年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）

⑧団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者が令和 5 年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）

⑨共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体決済に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手続きに係る委任状

⑩業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市音声館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民部文化振興課

電話 0742-34-4942

(令和 6 年 12 月 13 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 6 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 道 端 孝 治

同 中 西 吉日出

奈 監 第 107 号

令和 6 年 12 月 4 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 道 端 孝 治

同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 9 月 20 日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨については、提出書類から次のとおりと解した。なお、事業者名及び個人名についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

奈良市の指定事業者である A 事業者は、計画相談支援の利用者 B に係る令和 5 年 9 月から令和 6 年 6 月まで（3 月、6 月、9 月、12 月の 3 か月ごと）のモニタリングについて、実施していないにもかかわらず計画相談支援給付費を不正に請求し、それに対し、市長は適切にチェックを行わず支払っていることが、公金の不正支出に

当たり、市民の税金を無駄にしていることになる。

不正に支出した給付費について、返還請求するよう市長に勧告することを請求する。

2 請求の受理

令和6年10月11日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求における計画相談支援給付費（以下「給付費」という。）（令和5年9月実施分、令和5年12月実施分、令和6年3月実施分及び令和6年6月実施分（以下「4事案」という。））において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

福祉部障がい福祉課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年9月26日、9月30日、10月3日及び10月17日に新たな証拠の提出を受け、令和6年9月20日、9月30日、10月3日及び10月17日に陳述書の提出を受けた。

4 関係職員の陳述

令和6年10月29日に福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課自立支援給付係長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 計画相談支援の制度について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17に規定され、指定特定相談支援事業者（以下「事業者」という。）が、計画相談支援対象障害者等に対し、指定サービス又は指定継続利用支援を行った場合、その支援に要した費用を事業者が給付費として受け取る制度

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）】

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二條第四項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四條第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

2 略

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者を支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者を支払うことができる。

4 略

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があったときは、第二項の主務大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 略

(2) 給付費の支給対象について

給付費の支給対象には、事業者が利用者に対し相談支援を行うモニタリングと支援計画を作成するプラン作成がある。

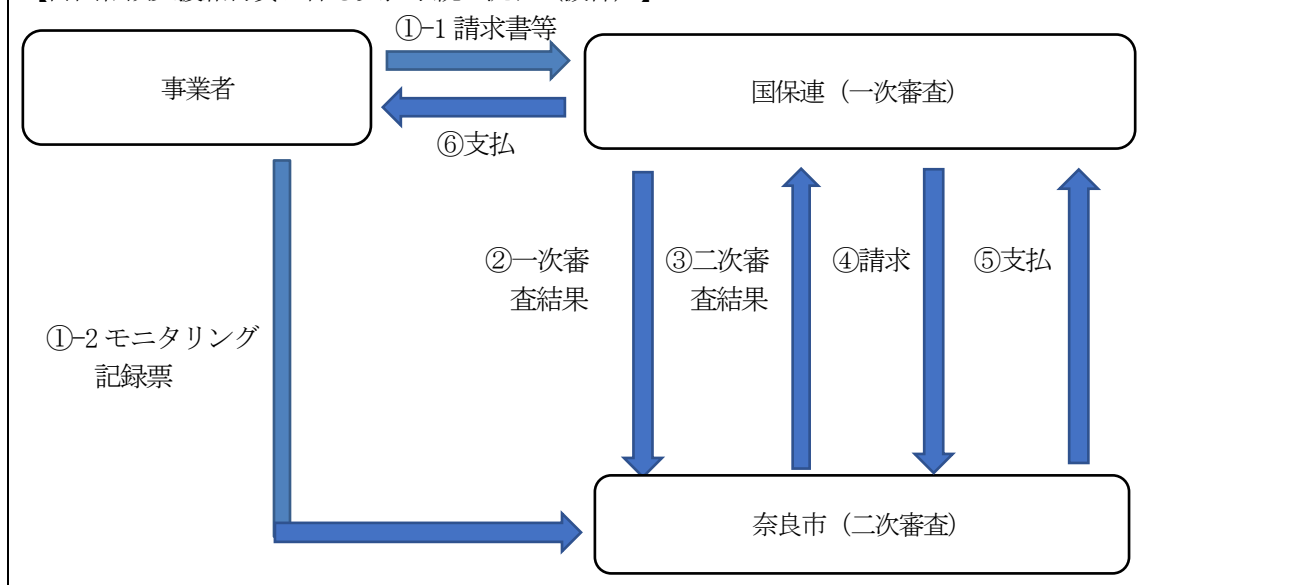
モニタリングは、市が指定する月（以下「指定月」という。）に、利用者の居宅等で実施する。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「基準省令」という。）、「障害者・障害児相談支援のてびき」（奈良市福祉部障がい福祉課 令和 5 年 9 月発行。以下「てびき」という。））なお、コロナ禍においては指定月でない日や電話等でのモニタリングも可能であったが、新型コロナウイルスが 5 類に移行することに伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降は対面のみに戻った。（令和 5 年 4 月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

プラン作成は、有効期間の終期月に利用者の状況に応じて、更新等のため支援の計画を作成するものである。（基準省令、てびき）

(3) 給付費に係る支払手続について

- ①事業者は、モニタリングを実施した場合、請求書等を奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付し、「サービス利用計画作成 モニタリング記録票」（以下「モニタリング記録票」という。）を市に提出する。
- ②国保連は、事業者からの請求が市の保有する事業者の情報や受給者情報と相違ないか機械的に審査し（一次審査）、市に審査結果を送付する。
- ③市は、国保連からの審査結果の確認のほか、事業者からのモニタリング記録票の面接日、面接場所、面接内容等が適切かを判断し（二次審査）、二次審査の結果を国保連に送付する。
- ④国保連が市に給付費を請求する。
- ⑤市が国保連に給付費を支払う。
- ⑥国保連が事業者に給付費を支払う。

【計画相談支援給付費に係る支払手続の流れ（抜粋）】



(4) 市が行う給付費に係る二次審査（③③）について

市では、国保連から一次審査の結果を受けた後、事業者が作成したモニタリング記録票でモニタリング実施

日が指定月であるか、モニタリングの場所及び内容が妥当であるかを確認し、モニタリングとして不適切な内容であるなど疑義が生じた場合は個別に内容を点検し、支払不可とするか否かの判断をする。

また、国保連からの一次審査の結果にかかわらず、モニタリング記録票が提出されていない場合は支払不可と判断する。

プラン作成の場合は、事業者が作成したケア計画書（案）において、支援頻度や時間数に誤りがないか、支援計画の内容が妥当であるかを確認し、不適切な内容の場合は支払不可と判断する。

また、モニタリングの場合と同様にケア計画書（案）が提出されていない場合は支払不可と判断する。

(5) 4事案の状況について

利用者Bの受給者証にある「モニタリング期間3月ごと（令和6年3月～令和7年12月）」との記載が、指定月が3月、6月、9月、12月であることを示し、「支給決定期間 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで」との記載が、令和5年12月が更新月であるためプランを作成する月であることを示している。

国保連からの4事案に係る審査結果はいずれも正常と判断されていることが、一次審査の結果として送付されるデータ情報に記載されていた。

A事業者が提出したモニタリング記録票には、4事案とも、指定月に自宅で実施したことが記載されていた。

令和5年12月にはプラン作成を行っており、ケア計画書（案）が提出されていた。

また、4事案について市は、令和5年9月実施分16,762円を令和5年11月10日に、令和5年12月実施分19,362円を令和6年2月9日に、令和6年3月実施分16,762円を令和6年5月10日に、令和6年6月実施分19,487円を令和6年8月9日に、それぞれ支払っている。

なお、令和6年11月5日付けで、4事案を含め利用者Bに係る過去5年分の請求について、A事業者からモニタリングの実施日誤りとして過誤申立てがなされた。これにより、4事案を含め利用者Bに係る過去5年分の給付費が今後支払われる給付費と相殺される予定である。

3 監査委員の判断

請求人は、給付費の不正請求について、市長が適切にチェックを行わず支払っていることは公金の不正支出に当たり、市民の税金を無駄にしていることになる」と主張している。このことについて判断する。

本制度における給付費の支払手続として市がすべきは、国保連が行う一次審査の結果を受け、二次審査として一次審査の内容確認と、A事業者が市に提出するモニタリング記録票の確認を中心とした書面審査を行うというものであり、一次審査の結果のうち正常と判断されたもの以外の請求内容の確認と、一次審査で正常と判断されたものを含めた全案件のモニタリング記録票の確認を行うとともに、モニタリング記録票の提出のない請求については支払不可と判断するというものであった。モニタリング記録票の確認内容については、事実関係(4)のとおり、モニタリングを実施した日が指定月であるか、モニタリングの場所及び内容に不適切な点がないかなど、支払のための要件を満たしているかを確認するというものであった。また、プラン作成の場合も、事実関係(4)のとおり、ケア計画書（案）の提出の有無及び内容の確認を行った上で支払の可否を判断するというものであった。

4事案については、一次審査で正常と審査されており、モニタリング記録票の記載内容には指定月と異なるもの及び居宅以外の実施場所が記載されたものはなく、また、面接内容も不自然な記載は見当たらなかった。また、プラン作成については令和5年12月に作成したケア計画書（案）が提出されていた。

これらのように、市が行う給付費の二次審査として通常想定される支払手続は適切になされていたことから、本件住民監査請求における給付費の支出が違法又は不当な公金の支出であったと言うことはできない。

加えて、仮に本市に損害があったとしてもA事業者が4事案について過誤申立てを行ったことにより、今後損害が回復される見込みであることから、結果的にその前提を欠くことになり、請求人の主張には理由がなくなることからも、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えないと判断する。

4 意見

本件住民監査請求については、以上のとおり、給付費の支払に関する一連の手続において不適切な点は見当たらなかったものの、市長に対し次のとおり意見を述べるものとする。

本件住民監査請求は、請求人から、そもそも市指定のモニタリングが実施されていないという申出があったことから、所管課がA事業者にヒアリングを行い、監査中にA事業者が請求の過誤申立てを行うに至っている。

所管課では、二次審査の過程で疑義が生じたときは不正請求がないかなど確認を行っているとのことであるが、引き続き、不正等の可能性があることを知り得た場合には適時調査を行い、必要に応じて返還請求を行うなど、計画相談支援制度の趣旨に基づき適切に事務手続を行われない。

(令和 6 年 12 月 6 日揭示済)

公 営 企 業**奈良市企業局告示第 63 号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 6 年 12 月 2 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 2 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 12 月 16 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
五条三丁目 701 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
北永井町 352-1	②	分流	
中山町 1152-1	③	分流	
法華寺町 366-2	④	分流	
疋田町三丁目 455-7 他	⑤	分流	
西大寺野神町二丁目 1792-1 他	⑥	分流	
学園大和町五丁目 752-3	⑦	分流	
三条大路三丁目 465-4 の一部他	⑧	分流	

位置図省略

(令和 6 年 12 月 2 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第 29 号**

令和 6 年 12 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 6 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

50 分の 1 の数 5,938 人

6 分の 1 の数 49,479 人

3 分の 1 の数 98,957 人

(令和 6 年 12 月 2 日揭示済)